

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年2月24日まで縦覧に供する。

平成21年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成20年12月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県料理研究会 讃岐倶楽部

横関 一也

高松市松縄町50番地21

3 定款に記載された目的

この法人は、特に子どもたち、高齢者、体に障害を持つ人々らも含めた広く一般市民に対して、健全な食生活と食育推進、及び、郷土料理の伝承のための料理講習会の企画・開催に関する事業、環境の保全に関する事業、チャリティ活動を目的としたイベントの企画・運営事業、ならびに、料理、食を通して職業能力の開発と雇用機会の拡充の支援に関する事業を行い、健全な食生活と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。